

# 熊本市公報

## 第 1403 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市総務局総務厚生課  
発行日 毎月 15 日・末日

## 目 次 告 示

○五福小学校プール及びコインロッカーの使用料の収納事務の委託（告示第 398 号）	1179
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 399 号）	1179
○計量法による平成 27 年度特定計量器定期検査（告示第 400 号）	1179
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 401 号）	1180
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 402 号）	1180
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 403 号）	1181
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 404 号）	1181
○障害者総合支援法による指定自立支援医療機関の指定（告示第 405 号）	1181
○社会福祉法による軽費老人ホームの設置（告示第 406 号）	1182
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 408 号）	1182
○身体障害者福祉法による医師の指定（告示第 409 号）	1182
○障害者総合支援法による自立支援医療機関の指定（告示第 410 号）	1183
○障害者総合支援法による指定自立支援医療機関の辞退（告示第 411 号）	1184
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 412 号）	1184
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 413 号）	1184
○障害者総合支援法による障害福祉サービス事業者の指定（告示第 414 号）	1185
○放置自転車の売却等（告示第 415 号）	1186
○放置自転車の売却等（告示第 416 号）	1186
○差押通知書及び配当計算書の公示送達（告示第 417 号）	1186
○熊本市オンブズマンの運営状況（告示第 418 号）	1186
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 419 号）	1189
○生活保護法による介護機関の変更（告示第 420 号）	1191
○生活保護法による介護機関の廃止（告示第 421 号）	1191
○地縁による団体の認可（告示第 422 号）	1191
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 423 号）	1192
○市道の区域変更（告示第 424 号）	1193
○放置自転車の移動及び保管（告示第 425 号）	1193

○屋外広告法による保管した広告物又は提出物件（告示第 426 号）	1194
○平成 26 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 427 号）	1195
○平成 25・26・27 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 428 号）	1195
○平成 26 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 429 号）	1195
○平成 26 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達（告示第 430 号）	1196
○地縁による団体の認可（告示第 431 号）	1196
○廃棄物処理手数料の収納事務の委託（告示第 432 号）	1197
○平成 27 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 433 号）	1197
○市議会の招集（告示第 434 号）	1197
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 435 号）	1197
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 436 号）	1198
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 438 号）	1198
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 439 号）	1198
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 440 号）	1199
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 441 号）	1199
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 442 号）	1199
○地縁による団体の認可（告示第 443 号）	1200
<b>公 告</b>	
○開発行為に関する工事の完了（公告第 444 号）	1200
○大規模小売店舗立地法の規定による届出の概要（公告第 446 号）	1201
○開発行為に関する工事の完了（公告第 448 号）	1201
○開発行為に関する工事の完了（公告第 449 号）	1202
○開発行為に関する工事の完了（公告第 450 号）	1202
○開発行為に関する工事の完了（公告第 452 号）	1202
○土砂災害警戒区域等の指定（公告第 453 号）	1202
○大規模小売店舗立地法の規定による届出の概要（公告第 456 号）	1203
○農業振興地域整備計画の変更（公告第 457 号）	1204
○都市公園の供用開始（公告第 459 号）	1205
○都市公園の区域変更（公告第 460 号）	1205
○開発行為に関する工事の完了（公告第 462 号）	1206
○開発行為に関する工事の完了（公告第 463 号）	1206
○開発行為に関する工事の完了（公告第 467 号）	1206
○開発行為に関する工事の完了（公告第 468 号）	1207
○開発行為に関する工事の完了（公告第 469 号）	1207
○平成 27 年度熊本市農用地利用集積計画（第 3 号）（公告第 470 号）	1207

**南 区**

○平成 26 年度熊本市住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（南区告示第 5 号）…………… 1207

**北 区**

○住民票の職権消除（北区告示第 5 号）…………… 1207

**西 区**

○平成 26 年度熊本市住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（西区告示第 6 号）…………… 1208

**上下水道局**

○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 36 号）…………… 1208

○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 37 号）…………… 1209

○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 38 号）…………… 1209

**教育委員会**

○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 7 号）…………… 1209

**農業委員会**

○熊本市農業委員会総会の招集（農委公告第 6 号）…………… 1210

**人事委員会**

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人委規則第 20 号）…………… 1210

告 示

告 示 第 3 9 8 号

平成 2 7 年 6 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 受託者  
熊本市中央区帯山三丁目 8-4 4  
株式会社 三勢  
代表取締役 福原 英喜
- 2 委託期間  
平成 2 7 年 6 月 1 日から平成 2 7 年 9 月 3 0 日まで
- 3 委託する歳入の種類  
熊本市立五福小学校プール及びコインロッカーの使用料

告 示 第 3 9 9 号

平成 2 7 年 6 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービス の種類
4 3 6 0 1 9 0 8 4 9	訪問看護ステーション デューン南 熊本 熊本市南区富合町古閑 9 5 9-1 富合町複合 A 棟	株式会社 N・フィールド 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目 4-4 アクア堂島東館 代表取締役 野口 和輝	平成 2 7 年 6 月 1 日	訪問看護
4 3 6 0 1 9 0 8 4 9	訪問看護ステーション デューン南 熊本 熊本市南区富合町古閑 9 5 9-1 富合町複合 A 棟	株式会社 N・フィールド 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目 4-4 アクア堂島東館 代表取締役 野口 和輝	平成 2 7 年 6 月 1 日	介護予防 訪問看護

告 示 第 4 0 0 号

平成 2 7 年 6 月 1 日

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 定期検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成 5 年政令第 3 2 9 号）第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。
- 2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検査日	検査場所
	検査区域（小学校区）

7月7日(火)	桜木中学校 玄関エントランス
	秋津・桜木・桜木東
7月8日(水)	東野中学校 体育館エントランス
	秋津・若葉
7月9日(木)	熊本市計量検査所
	健軍・健軍東・泉ヶ丘・東町

※ 受付時間 午前9時から正午まで・午後1時から午後3時まで

但し、桜木中学校会場・東野中学校会場については午後のみ検査を行う。

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

### 3 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による定期検査実施の場所及び期間

#### (1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

#### (2) 所在場所検査に該当する特定計量器

ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。

イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。

ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。

エ 特定計量器の数が多き場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であつて、その所在の場所で定期検査を行つても定期検査の事務に支障がないとき。

オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

#### (3) 検査期間

平成27年7月1日(水)から平成27年11月30日(月)まで

告 示 第 4 0 1 号

平成27年6月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
436019 0856	みどりの樹訪問看護ステーション 熊本市東区健軍1-24-20	株式会社 リープス・ケア 熊本市東区長嶺東5-28-11 代表取締役 中島 理子	平成27年 6月1日	訪問看護
436019 0856	みどりの樹訪問看護ステーション 熊本市東区健軍1-24-20	株式会社 リープス・ケア 熊本市東区長嶺東5-28-11 代表取締役 中島 理子	平成27年 6月1日	介護予防訪 問看護

告 示 第 4 0 2 号

平成27年6月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並

びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
436019 0864	ナースステーション たいじゅ 熊本市北区四方寄町1672-2	株式会社 A. C. E 熊本市北区貢町57-1 代表取締役 緒方 伴泰	平成27年 6月1日	訪問看護
436019 0864	ナースステーション たいじゅ 熊本市北区四方寄町1672-2	株式会社 A. C. E 熊本市北区貢町57-1 代表取締役 緒方 伴泰	平成27年 6月1日	介護予防訪問看護

告 示 第 4 0 3 号

平成 27 年 6 月 1 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代 表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11306	ヘルパーステーション ハッピー 熊本市南区野田三丁目9番地60 扇アパート103号	有限会社 白山商事 熊本市中央区菅原町13番地1 225号 代表取締役 川原 幸子	平成27年 6月1日	訪問介護
43701 11306	ヘルパーステーション ハッピー 熊本市南区野田三丁目9番地60 扇アパート103号	有限会社 白山商事 熊本市中央区菅原町13番地1 225号 代表取締役 川原 幸子	平成27年 6月1日	介護予防訪問介護

告 示 第 4 0 4 号

平成 27 年 6 月 1 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
435018 0255	訪問リハビリテーションゆずりは 熊本市南区城南町高1099番地	医療法人社団 誠心会 熊本市南区城南町高1099番地 理事長 南 紀子	平成27年 6月1日	訪問リハビリ テーション
435018 0255	訪問リハビリテーションゆずりは 熊本市南区城南町高1099番地	医療法人社団 誠心会 熊本市南区城南町高1099番地 理事長 南 紀子	平成27年 6月1日	介護予防訪問 リハビリテー ション

告 示 第 4 0 5 号

平成 27 年 6 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5

4 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	三気堂薬局 イオンタウン田崎店	熊本市西区田崎町字下寄 3 8 0 番地	平成 2 7 年 6 月 1 日 ～ 平成 3 3 年 5 月 3 1 日
2	ミュキ薬局 上熊本店	熊本市西区上熊本三丁目 2 2 番 1 号	平成 2 7 年 6 月 1 日 ～ 平成 3 3 年 5 月 3 1 日
3	訪問看護ステーション デューン南熊本	熊本市南区富合町古閑 9 5 9 - 1 富合町複合 A 棟	平成 2 7 年 6 月 1 日 ～ 平成 3 3 年 5 月 3 1 日

告 示 第 4 0 6 号

平成 2 7 年 6 月 1 日

次の施設について、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 6 2 条第 5 項に基づき設置を許可したので告示する。

熊本市長 大 西 一 史

施設の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	事業開始予定年月日	施設の種類
軽費老人ホーム 暁荘 熊本市東区戸島西二丁目 4 番 5 0 号	社会福祉法人 白川園 熊本県菊池郡大津町美咲野三丁目 2 2 番 4 号 理事長 吉良 朋広	平成 2 7 年 6 月 1 日	軽費老人ホーム (A 型)

告 示 第 4 0 8 号

平成 2 7 年 6 月 2 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 7 0 1 1 1 3 5 5	くまもと龍田翔裕園 熊本市北区龍田町弓削 2 8 0 - 1	社会福祉法人元気村 埼玉県鴻巣市東一丁目 1 番 2 5 号 理事長 神成 裕介	平成 2 7 年 6 月 1 日	短期入所生活 介護
4 3 7 0 1 1 1 3 5 5	くまもと龍田翔裕園 熊本市北区龍田町弓削 2 8 0 - 1	社会福祉法人元気村 埼玉県鴻巣市東一丁目 1 番 2 5 号 理事長 神成 裕介	平成 2 7 年 6 月 1 日	介護予防短期 入所生活介護

告 示 第 4 0 9 号

平成 2 7 年 6 月 3 日

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年規則第 6 3 号）第 4 条の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医師氏名	診療科目	医療機関名	所在地	指定年月日
------	------	-------	-----	-------

松本 充博	内科	寺尾病院	熊本市北区小糸山町759	平成27年4月1日
大園 知之	外科	城南病院	熊本市南区城南町舞原無番地	平成27年4月1日
高尾 英介	内科	杉村病院	熊本市中央区本荘三丁目7-18	平成27年4月15日
古賀 貴久	眼科	眼科こがクリニック	熊本市中央区八王寺町11番53号	平成21年3月31日
三原 洋祐	脳神経外科	桜十字病院	熊本市南区御幸木部一丁目1-1	平成27年4月1日
川寄 真	リハビリテーション科、 脳神経外科	桜十字病院	熊本市南区御幸木部一丁目1-1	平成27年5月1日
田原 仁	眼科	熊本赤十字病院	熊本市東区长嶺南二丁目1-1	平成27年5月26日
熊谷 直樹	眼科	くまがい眼科	熊本市中央区水前寺公園5番38号	平成27年5月26日
田中 洋平	外科	熊本市立植木病院	熊本市北区植木町岩野285-29	平成27年5月26日
岩本 一亜	外科	高野病院	熊本市中央区帯山四丁目2-88	平成27年5月26日
赤星 玄夫	内科	武蔵ヶ丘病院	熊本市北区楠七丁目15-1	平成27年5月26日
立石 慶和	整形外科	済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁目3番1号	平成27年5月26日
砥上 若菜	整形外科	熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目1-1	平成27年5月26日
小山 雄二郎	整形外科	熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目1-1	平成27年5月26日
末永 英慈	整形外科	西日本病院	熊本市東区八反田三丁目20-1	平成27年5月26日

## 告 示 第 4 1 0 号

平成 2 7 年 6 月 3 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	主担当医師・薬剤師名	指定年月日
さくら調剤薬局 植木店	熊本市北区北区改寄町字西久保2356-1	調剤	外山 希代子	平成27年6月1日
さつき薬局 レークタウン店	熊本市東区東区秋津町秋田3441-31	調剤	長谷川 耕次	平成27年6月1日
ふきのとう薬局 熊本病院前店	熊本市中央区九品寺一丁目18-14	調剤	渡邊 穰	平成27年6月1日
グリーン薬局 帯山店	熊本市中央区帯山二丁目12-13	調剤	持原 厚志	平成27年6月1日
訪問看護ステーション桜十字	熊本市南区御幸木部一丁目1番1号	訪問看護	—	平成27年6月1日
成尾整形外科病院	熊本市中央区岡田町12-24	整形外科	成尾 政一郎	平成27年6月1日
上熊本中央薬局	熊本市中央区段山本町6番5号	調剤	仁田畑 裕紀	平成27年6月1日
けんぐん薬局	熊本市東区若葉三丁目12番10号-1	調剤	高橋 祐司	平成27年6月1日

あおい薬局 城南店	熊本市南区城南町今吉野丸山2 82番1	調剤	鹿島 春佳	平成27年6月1日
あさひ調剤薬局	熊本市中央区呉服町一丁目46 番地	調剤	中村 繁良	平成27年6月1日
むさし塚駅前調剤薬局	熊本市北区武蔵ヶ丘一丁目8- 21	調剤	河野 ツサ子	平成27年6月1日
グリーン薬局 春日店	熊本市西区春日七丁目19番6 号	調剤	岡田 良	平成27年6月1日
グリーン薬局 下南部店	熊本市東区下南部三丁目3番1 3号	調剤	山田 美紀子	平成27年6月1日
グリーン薬局 月出店	熊本市東区月出一丁目8番34 号	調剤	前田 記代子	平成27年6月1日

告示第 4 1 1 号

平成 2 7 年 6 月 3 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条に規定する医療機関の辞退の申出があったので、同法第69条第3項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大西 一 史

指定医療機関	所在地	辞退する医療の種類	主として担当する医師 (薬剤師) 氏名	辞退年月日
さくら調剤薬局 植木店	熊本市北区植木町広住461 番地9	調剤	古閑 順子	平成27年1月31日

告示第 4 1 2 号

平成 2 7 年 6 月 4 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 団体の名称  
那知区自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
  - (1) 代表者の氏名  
「押田 照夫」を「松永 秀敏」に改める。
  - (2) 代表者の住所  
「熊本市北区植木町円台寺262番地」を「熊本市北区植木町那知284番地」に改める。

告示第 4 1 3 号

平成 2 7 年 6 月 4 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 団体の名称  
井上区自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
  - (1) 代表者の氏名

「小佐井 亮祐」を「小佐井 幸人」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区改寄町 1 2 3 番地」を「熊本市北区改寄町 1 0 6 番地」に改める。

告 示 第 4 1 4 号

平成 2 7 年 6 月 4 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 5 1 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 事業所の名称及び所在地

(1) ゴー・スロー

熊本県熊本市中央区帯山四丁目 2 3 番 4 5 号

(2) NPO 法人 オールサポート

熊本県熊本市中央区出水四丁目 2 3 番 1 号

(3) 就労支援センター ピーターパン

熊本県熊本市西区池田四丁目 5 番 2 号

(4) ロイヤル飛田訪問介護ステーション

熊本県熊本市北区飛田四丁目 4 番 8 3 号シャンカール 2 1 1 0 2 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) 社会福祉法人 やまびこ福祉会

熊本県熊本市中央区新大江一丁目 1 2 番 1 5 号

上野 修一

(2) NPO 法人 オールサポート

熊本県熊本市北区津浦町 1 3 番 6 8 - 1 号

長 也寸志

(3) 社会福祉法人 明悠会

熊本県熊本市西区河内町野出 3 番地 1

中川 格清

(4) 株式会社 社会福祉総合研究所

東京都新宿区西新宿七丁目 1 0 番 7 号

北原 弘美

3 指定年月日 平成 2 7 年 6 月 1 日

4 障害福祉サービスの種類

(1) 就労継続支援 B 型

(2) 自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 B 型

(3) 就労継続支援 A 型

(4) 居宅介護・重度訪問介護

5 主たる対象とする障害の種類

(1) 特定なし

(2) 知的障害者、精神障害者

(3) 特定なし

(4) 居宅介護：特定無し 重度訪問介護：肢体不自由者

## 告 示 第 4 1 5 号

平成 27 年 6 月 5 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項  
登載省略
- 2 売却又は廃棄の年月日 平成 27 年 6 月 5 日
- 3 売却又は廃棄の台数 自転車 127 台

## 告 示 第 4 1 6 号

平成 27 年 6 月 5 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項  
登載省略
- 2 売却又は廃棄の年月日 平成 27 年 6 月 5 日
- 3 売却又は廃棄の台数 自転車 117 台

## 告 示 第 4 1 7 号

平成 27 年 6 月 5 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 13 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）  
3 人
- 2 送達をする書類名  
差押調書（謄本）  
配当計算書

## 告 示 第 4 1 8 号

平成 27 年 6 月 8 日

熊本市オンブズマン条例（平成 23 年条例第 10 号）第 25 条及び熊本市オンブズマン条例施行規則（平成 23 年規則第 75 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 件名  
熊本市オンブズマン運営状況
- 2 運営状況

(1) 苦情申立ての受付状況

(表 1) 月別・居住地別・申立方法別受付状況

(単位：件)

月	件数	申立人居住地別			申立方法別			
		市内	県内 (市外)	県外	持参	インター ネット	郵送	FAX
4	8	8	0	0	5	2	1	0
5	4	4	0	0	3	1	0	0
6	5	5	0	0	3	1	1	0
7	6	5	1	0	4	1	0	1
8	3	3	0	0	3	0	0	0
9	3	2	0	1	1	2	0	0
10	4	4	0	0	2	1	0	1
11	8	8	0	0	3	1	3	1
12	1	1	0	0	0	0	1	0
1	3	3	0	0	0	0	2	1
2	5	5	0	0	4	1	0	0
3	5	5	0	0	3	0	2	0
合計	55	53	1	1	31	10	10	4

(表 2) 行政組織別・分野別受付状況

(単位：件・%)

組 織	件 数	構成比	分 野											
			情報公開制度	広報業務	市県民税	介護保険	動物愛護センター	リサイクルの推進	道路管理	建築確認	水路管理	公民館	介護保険	上下水道料金
総務局	1	1.8	1											
企画振興局	4	7.3	1	広報刊行物	1	出前講座	1							
財政局	4	7.3	3	個人情報保護制度	1									
健康福祉 子ども局	8	14.6	2	後期高齢者医療制度	1	指導監査	1	臨時福祉給付金	1					
			1	食品衛生	1	相談業務	1							
環境局	1	1.8	1											
都市建設局	9	34.6	4	道路整備	3	住宅管理	3	都市計画道路網整備	2					
			1	老朽家屋等適正管理	1	総合交通体系整備	1	開発指導	1					
			1	水路整備	1	相談業務	1							
中央区役所	2	3.6	1	相談業務	1									
東区役所	3	5.5	1	生活保護	1	相談業務	1							
西区役所	1	1.8	1											
上下水道局	6	10.9	1	加入金	1	漏水防止	1	浄化槽	1					
			1											
病院局	1	1.8	1											

教育委員会	2	3. 6	学校教育	1	広報業務	1				
東区選挙 管理委員会	1	1. 8	臨時職員募集	1						
その他の機 関	2	3. 6	民事トラブル	1	パワーハラス メント	1				
合 計	5	100.								
	5	0								

(2) 苦情申立ての処理状況

① 平成 25 年度からの継続分

(表 3) 苦情処理の状況

(単位：件・%)

区 分	件数	構成比
1 調査結果を通知したもの	15	78. 9
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの (市の業務に何らかの不備があったもの)	7	36. 8
(2) 市の業務に不備がなかったもの	8	42. 1
2 調査対象とならなかったもの	1	5. 3
(1) 管轄外のもの	0	0. 0
(2) その他のもの (利害無し・1年以上経過等)	1	5. 3
3 調査を中止したもの	1	5. 3
4 取り下げられたもの	2	10. 5
合 計	19	100. 0

(表 4) 苦情処理日数の状況

(単位：件・%)

区 分	処理日数			合計
	30日 以内	31日～ 60日	61日 以上	
1 調査結果を通知したもの	0	0	15	15
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの (市の業務に何らかの不備があったもの)	0	0	7	7
(2) 市の業務に不備がなかったもの	0	0	8	8
2 調査対象とならなかったもの	0	0	1	1
(1) 管轄外のもの	0	0	0	0
(2) その他のもの (利害無し・1年以上経過等)	0	0	1	1
3 調査を中止したもの	0	0	1	1
4 取り下げられたもの	1	0	1	2
合 計	1	0	18	19
構 成 比	5. 3	0. 0	94. 7	100. 0

② 平成 26 年度受付分

(表 5) 苦情処理の状況

(単位：件・%)

区 分	件数	構成比
1 調査結果を通知したもの	27	49. 1

(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの (市の業務に何らかの不備があったもの)	13	23.6
(2) 市の業務に不備がなかったもの	14	25.5
2 調査対象とならなかったもの	6	10.9
(1) 管轄外のもの	1	1.8
(2) その他のもの (利害無し・1年以上経過等)	5	9.1
3 調査を中止したもの	2	3.6
4 取り下げられたもの	9	16.4
5 継続調査中のもの	11	20.0
合 計	55	100.0

(表6) 苦情処理日数の状況

(単位：件・%)

区 分	処理日数			合計
	30日 以内	31日～ 60日	61日 以上	
1 調査結果を通知したもの	0	10	17	27
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの (市の業務に何らかの不備があったもの)	0	6	7	13
(2) 市の業務に不備がなかったもの	0	4	10	14
2 調査対象とならなかったもの	5	0	1	6
(1) 管轄外のもの	1	0	0	1
(2) その他のもの (利害無し・1年以上経過等)	4	0	1	5
3 調査を中止したもの	1	0	1	2
4 取り下げられたもの	9	0	0	9
合 計	15	10	19	44
構 成 比	34.1	22.7	43.2	100.0

(3) 発意調査

平成26年度は、熊本市オンブズマン条例第7条第2項に基づき、発意調査を2件行った。

(4) 勧告又は意見表明

平成26年度は、熊本市オンブズマン条例第7条第1項第2号に基づく勧告又は意見表明に至った事例はなかった。

告 示 第 4 1 9 号

平成 27 年 6 月 8 日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第55号の2第1号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
福祉用具貸与事業所 ひまわり 熊本市中央区神水一丁目21番16号 株式会社 健康共同ファルマ 代表取締役 鳴海 真弓	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成27年 4月20日

<p>ノットホーム 熊本市中央区黒髪五丁目 2 3 番 1 号 社会福祉法人 リデルライトホーム 理事長 小笠原 嘉祐</p>	<p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護</p>	<p>平成 27 年 5 月 1 日</p>
<p>東部随時介護ヘルパーステーション古閑 熊本市東区戸島本町 4 番 2 0 号 有限会社 古閑板金塗装工場&amp;訪問介護ヘルパーステーション 代表取締役 古閑 和磨</p>	<p>訪問介護・介護予防訪問介護</p>	<p>平成 27 年 5 月 1 日</p>
<p>デイサービスセンター 望星 熊本市中央区大江一丁目 1 0 番 2 5 号 株式会社 望星 代表取締役 東 美紀</p>	<p>通所介護・介護予防通所介護</p>	<p>平成 27 年 4 月 2 1 日</p>
<p>リハビリセンター Relief 熊本市東区月出一丁目 1 番 5 3 号 ReCreate 株式会社 代表取締役 宗藤 正剛</p>	<p>通所介護・介護予防通所介護</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 8 日</p>
<p>デイサービス たいじゅ 熊本市北区四方寄町 1 6 7 2 - 2 株式会社 A. C. E 代表取締役 緒方 伴泰</p>	<p>通所介護・介護予防通所介護</p>	<p>平成 27 年 5 月 1 日</p>
<p>トータル マスター 熊本市中央区八王寺町 5 2 - 1 有限会社 千広 代表取締役 廣瀬 修</p>	<p>福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特 定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販 売</p>	<p>平成 27 年 5 月 1 日</p>
<p>ヘルパーステーションたいじゅ 熊本市北区四方寄町 1 6 7 2 - 2 株式会社 A. C. E 代表取締役 緒方 伴泰</p>	<p>訪問介護・介護予防訪問介護</p>	<p>平成 27 年 5 月 1 2 日</p>
<p>デイサービス 陽だまりの里 熊本市中央区春竹町大字春竹 5 4 番 3 NPO法人 きずなネットワーク 理事長 廣川 とも子</p>	<p>通所介護・介護予防通所介護</p>	<p>平成 27 年 5 月 1 5 日</p>
<p>居宅介護支援事業所 にじ色 熊本市南区城南町高 1 0 9 9 番地 医療法人社団 誠心会 理事長 南 紀子</p>	<p>居宅介護支援</p>	<p>平成 27 年 5 月 1 日</p>
<p>ケアマネジメント 浦田 熊本市南区近見六丁目 4 番 5 5 - 1 1 6 号サルヴァトーレ近見 合同会社 浦田 代表社員 浦田 徹</p>	<p>居宅介護支援</p>	<p>平成 27 年 5 月 1 日</p>
<p>居宅介護支援事業所 アイケア 熊本市東区新生一丁目 1 番 1 1 号 株式会社 真栄 代表取締役 徳永 照代</p>	<p>居宅介護支援</p>	<p>平成 27 年 5 月 1 日</p>
<p>あったかケアプランセンター たいじゅ 熊本市北区四方寄町 1 6 7 2 - 2 株式会社 A. C. E 代表取締役 緒方 伴泰</p>	<p>居宅介護支援</p>	<p>平成 27 年 5 月 1 日</p>
<p>シモカワ薬局サンロード新市街店 熊本市中央区新市街 1 番 2 2 号 2 階 株式会社 下川薬局 代表取締役 下川 泰</p>	<p>居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理 指導</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 日</p>

## 告 示 第 4 2 0 号

平成 2 7 年 6 月 8 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
ヒューマンライフケアあきつ 熊本市東区若葉二丁目 1 5 番 2 5 号モナーク秋津 1 階 ヒューマンライフケア株式会社 代表取締役 野田 和彦	平成 2 7 年 4 月 8 日	その他変更
ヒューマンライフケア熊本 熊本市中央区細工町三丁目 7 番 2 号 ヒューマンライフケア株式会社 代表取締役 野田 和彦	平成 2 7 年 4 月 8 日	その他変更
ヒューマンライフケア細工町の湯 熊本市中央区細工町三丁目 7 番 2 号細工町ハイツ 1 階 ヒューマンライフケア株式会社 代表取締役 野田 和彦	平成 2 7 年 4 月 8 日	その他変更
指定訪問介護事業所 平成ヘルパー事業所 熊本市南区平成一丁目 1 6 番 1 8 号 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団 理事長 續 幸弘	平成 2 7 年 4 月 1 日	名称変更
九州東邦株式会社 熊本市南区流通団地一丁目 6 9 番地 九州東邦株式会社ホームヘルスケア部 所長 中里 成寿	平成 2 6 年 7 月 1 日	所在地変更

## 告 示 第 4 2 1 号

平成 2 7 年 6 月 8 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
茶話本舗デイサービス東野亭 熊本市東区東野三丁目 7-17 株式会社 真聖 代表取締役 秋吉 千帆	平成 2 7 年 4 月 3 0 日
三気堂薬局 龍田店 熊本市北区龍田 8-15-68 有限会社 MET 代表取締役 川端 咲子	平成 2 7 年 4 月 2 9 日

## 告 示 第 4 2 2 号

平成 2 7 年 6 月 8 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体の認可をしたので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 名称

生野自治会

## 2 規約に定める目的

本会は、地域の住民相互の連絡、環境の整備等、良好な地域社会の維持及び共同活動を行うことを目的として、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦、連絡を行うこと。
- (2) 区域の清掃、美化等の環境整備に関すること。
- (3) 公民館等の財産の維持管理に関すること。
- (4) 交通安全、防犯、防火等に関すること。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

### 3 区域

本会の区域は、熊本市北区植木町円台寺 1 1 3 番地-2、1 4 3 番地-2、1 4 9 番地-1、4 1 6 番地から 5 5 4 番地及び滴水 1 6 9 3 番地-5 とする。

### 4 主たる事務所

熊本市北区植木町円台寺 4 9 1 番地

### 5 代表者の氏名

清田 和昭

### 6 代表者の住所

熊本市北区植木町円台寺 5 1 3 番地

### 7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

無

### 8 代理人の有無

無

### 9 解散の事由

地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

### 10 認可年月日

平成 2 7 年 6 月 4 日

告 示 第 4 2 3 号

平成 2 7 年 6 月 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

### 1 団体の名称

温泉自治会

### 2 変更があった事項及びその内容

#### (1) 名称

「温泉区自治会」を「温泉自治会」に改める。

#### (2) 目的及び事業

「地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。」を「本会は、地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 区域内の美化、清掃等の環境整備に関すること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理に関すること。
- (4) 福利、厚生に関すること。
- (5) 交通安全、防犯、防火等に関すること。」に改める。

#### (3) 区域

「熊本市北区植木町米塚 1 番地から 7 0 番地まで、米塚 7 3 番地の 1 から 7 4 番地まで、米塚

104番地から198番地まで、米塚203番地から271番地まで、米塚363番地の1、米塚370番地、米塚374番地から375番地まで、米塚394番地、米塚397番地から398番地の1まで、田底1番地から33番地まで、田底308番地の3、田底310番地の4、田底311番地から323番地の2まで、田底344番地から351番地の2まで、田底357番地、伊知坊309番地から315番地まで、伊知坊319番地、伊知坊321番地から336番地まで、伊知坊346番地、伊知坊349番地の区域とする。」を「本会の区域は、熊本市北区植木町田底1番から田底30番1まで、田底311番から田底323番まで、田底342番から田底351番まで（ただし、田底347番1を除く。）、田底357番、米塚10番から米塚66番まで、米塚114番から米塚274番まで、米塚363番、米塚366番から米塚374番2まで（ただし、米塚374番1を除く。）、米塚394番から米塚402番まで、伊知坊310番、伊知坊311番2、伊知坊315番、伊知坊329番2から伊知坊333番まで、伊知坊346番、伊知坊349番1及び伊知坊431番20の区域とする。」に改める。

(4) 主たる事務所の所在地

「熊本県熊本市北区植木町田底314番地の7」を「熊本県熊本市北区植木町田底314番地7」に改める。

(5) 解散の事由

「破産、認可の取消、総会員の4分の3以上の同意による総会の議決及び構成員欠乏の場合は解散する。」を「地方自治法第260条の20の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。」に改める。

告 示 第 4 2 4 号

平成 2 7 年 6 月 9 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
5022	花園3丁目 島崎6丁目 第1号線	西区花園3丁目335番地先から 西区花園3丁目337番地先まで	旧	25.0～26.9	4.1
		西区花園3丁目335番地先から 西区花園3丁目337番地先まで	新	25.0～25.0	4.1

告 示 第 4 2 5 号

平成 2 7 年 6 月 9 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第14条第1項及び第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 自転車放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア	平成27年5月19日	中央区大江四丁目2
イ	平成27年5月20日	銀座通りエリア,手取エリア,上通りエリア,辛島エリア,水道町エリア
ウ	平成27年5月21日	銀座通りエリア,手取エリア,新市街エリア,西区春日三丁目熊本駅前

エ	平成 27 年 5 月 22 日	上熊本駅前駐輪場, 西区上熊本三丁目上熊本仮設駐輪場
オ	平成 27 年 5 月 25 日	銀座通りエリア, 手取エリア, 上通りエリア, 水道町エリア, 西区池上町 5 2 4, 中央区島崎二丁目 7
カ	平成 27 年 5 月 26 日	手取エリア, 上通りエリア, 新市街エリア, 辛島エリア, 中央区黒髪三丁目 3, 並木坂エリア
キ	平成 27 年 5 月 28 日	健軍ピアクレス, 健軍変電所前駐輪場, 東区健軍四丁目庄口公園駐輪場
ク	平成 27 年 5 月 29 日	銀座通りエリア, 市庁舎南側駐輪場, 市庁舎北側駐輪場, 手取エリア, 上通自転車駐輪場, 中央区島崎六丁目 1 6
ケ	平成 27 年 6 月 1 日	銀座通りエリア, 手取エリア, 上通りエリア, 新市街エリア, 中央区新大江一丁目 1 1, 中央区白山一丁目 7 味噌天神電停付近
コ	平成 27 年 6 月 2 日	東区保田窪二丁目 1 2
サ	平成 27 年 6 月 3 日	銀座通りエリア, 手取エリア, 上通りエリア, 新市街エリア, 辛島エリア, 中央区辛島町 1 辛島公園地下駐輪場, 並木坂エリア

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 27 年 9 月 9 日まで

2 移動・保管台数

自転車 190 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 4 2 6 号

平成 27 年 6 月 9 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

撤去日	名称又は種類	数量	撤去場所	保管開始日	その他
5 月 18 日	はり札等	2	帯山	5 月 19 日	
5 月 19 日	はり札等	7	楠・麻生田・出水	5 月 20 日	
5 月 22 日	はり札等	2	中原町	5 月 23 日	
5 月 26 日	立看板等	1	渡鹿	5 月 27 日	
5 月 29 日	はり札等	8	松尾・画区町重富	5 月 30 日	
	立看板等	2	画区町重富		
6 月 4 日	はり札等	5	戸島本町	6 月 5 日	
6 月 5 日	はり札等	6	富合町杉島・鶴羽田町	6 月 6 日	
	置看板等	1	鶴羽田町		
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町 3-1）					

## 告 示 第 4 2 7 号

平成 2 7 年 6 月 1 0 日

平成 2 6 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 2 6	市県民税	過 5	平成 2 7 年 6 月 3 0 日	2 人

## 告 示 第 4 2 8 号

平成 2 7 年 6 月 1 0 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 2 7 年度	4 月期	1 9 人
平成 2 6 年度	3 月期	1 3 8 人
	2 月期	2 人
	1 2 月期	3 人
	7 月期	1 人
	6 月期	1 人
平成 2 5 年度	3 月期	1 人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 2 7 年 6 月 1 9 日

## 告 示 第 4 2 9 号

平成 2 7 年 6 月 1 0 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2、及び熊本市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 2 7 年度	4 月期	1 0 5 人
平成 2 6 年度	3 月期	6 人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 2 7 年 6 月 1 9 日

告 示 第 4 3 0 号

平成 27 年 6 月 10 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年度	4 月期	1 人
平成 26 年度	3 月期	1 人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 6 月 19 日

告 示 第 4 3 1 号

平成 27 年 6 月 10 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり地縁による団体を認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 名称

銭塘校区第二町内自治会

## 2 規約に定める目的

本会は、地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 区域内の美化、清掃等の環境整備に関すること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理に関すること。
- (4) 福利、厚生に関すること。
- (5) 交通安全、防犯、防火等に関すること。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

## 3 区域

本会の区域は、熊本市南区銭塘町 1028 番地から熊本市南区銭塘町 2669 番地 8 までの区域とする。

## 4 事務所

本会の主たる事務所は、熊本市南区銭塘町 2041 番地に置く。

## 5 代表者の氏名及び住所

中川 洋一

熊本市南区銭塘町 1853 番地 2

## 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無し

## 7 代理人の有無

無し

## 8 解散の事由

地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

## 9 認可年月日

平成 27 年 6 月 3 日

告 示 第 4 3 2 号

平成 27 年 6 月 10 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定に基づき、手数料の収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 委託する歳入の種類  
廃棄物処理手数料
- 2 受託者  
熊本市南区砂原町 2 2 4  
彩菜館 飽田かあちゃん市場  
緒方 妙子
- 3 委託期間  
平成 27 年 6 月 10 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

告 示 第 4 3 3 号

平成 27 年 6 月 10 日

平成 27 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成 27 年度	介護保険料	5 月期	平成 27 年 6 月 30 日	公示送達者（登載省略） 6 名
		6 月期	平成 27 年 6 月 30 日	
		7 月期	平成 27 年 7 月 31 日	

告 示 第 4 3 4 号

平成 27 年 6 月 11 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条及び第 102 条の規定に基づき、市議会の定例会を次のとおり招集する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 期日 平成 27 年 6 月 18 日
- 2 場所 熊本市役所

告 示 第 4 3 5 号

平成 27 年 6 月 11 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 団体の名称  
川上校区第 17 町内自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
(1) 主たる事務所

「熊本市北区飛田二丁目 3 番 1 9 号」を「熊本市北区飛田二丁目 1 2 番 7 6 号」に改める。

(2) 代表者の氏名

「吉永 昌功」を「芹口 泰造」に改める。

(3) 代表者の住所

「熊本市北区飛田二丁目 3 番 1 9 号」を「熊本市北区飛田二丁目 1 2 番 7 6 号」に改める。

告 示 第 4 3 6 号

平成 2 7 年 6 月 1 1 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

埋原自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「松本 信一」を「片山 安一」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市北区植木町轟 1 5 8 8 番地」を「熊本市北区植木町轟 1 6 7 1 番地」に改める。

告 示 第 4 3 8 号

平成 2 7 年 6 月 1 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

川上校区第 1 8 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「本会の区域は、熊本市四方寄町 5 8 5 番から熊本市四方寄町 1 2 4 5 番 2 号までの区域とする。ただし、5 8 6 番 1 号、5 8 8 番 1 号及び 1 1 4 3 番 2 号を除く。」を「本会の区域は、熊本市北区四方寄町 5 8 5 番から熊本市北区四方寄町 1 2 4 5 番 2 号までの区域とする。ただし、5 8 6 番 1 号、5 8 8 番 1 号および 1 1 4 3 番 2 号を除く。」に改める。

(2) 事務所の所在地

「熊本市四方寄町 6 8 2 番 2 3 号」を「熊本市北区四方寄町 6 8 2 番 2 3 号」に改める。

(3) 解散の事由

「地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8 条第 1 項 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。」を「地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。」に改める。

告 示 第 4 3 9 号

平成 2 7 年 6 月 1 5 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 団体の名称  
花園第5町内自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者の氏名及び住所  
「榊田 正和 熊本市西区花園五丁目23番67号」を「宮本 寿久 熊本市西区花園五丁目23番15号」に改める。

---

告 示 第 4 4 0 号

平成27年6月15日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 団体の名称  
古閑自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
  - (1) 代表者の氏名  
「春田 幸博」を「上田 悦郎」に改める。
  - (2) 代表者の住所  
「熊本市北区植木町古閑9番地2」を「熊本市北区植木町古閑1184番地」に改める。

---

告 示 第 4 4 1 号

平成27年6月15日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 団体の名称  
後古閑自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
  - (1) 代表者の氏名  
「赤星 博史」を「渡邊 貴昭」に改める。
  - (2) 代表者の住所  
「熊本市北区植木町後古閑6番地」を「熊本市北区植木町後古閑150番地の4」に改める。

---

告 示 第 4 4 2 号

平成27年6月15日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 団体の名称  
北部東校区第7町内自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
  - (1) 代表者の氏名  
「井出 征一郎」を「栗原 道夫」に改める。
  - (2) 代表者の住所  
「熊本市北区鶴羽田二丁目12番39号」を「熊本市北区鶴羽田一丁目10番52号」に改める。

## 告 示 第 4 4 3 号

平成 27 年 6 月 15 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体の認可をしたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 名称

河内校区第 5 町内自治会

## 2 規約に定める目的

本会は、地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 区域内の美化、清掃等の環境整備に関すること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理に関すること。
- (4) 福利、厚生に関すること。
- (5) 交通安全、防犯、防火等に関すること。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

## 3 区域

熊本市西区河内町船津東区の全域とする。

## 4 主たる事務所

熊本市西区河内町船津字居屋敷 2 3 2 8 番 1

## 5 代表者の氏名

古閑 泰則

## 6 代表者の住所

熊本市西区河内町船津 2 4 1 5

## 7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

無

## 8 代理人の有無

無

## 9 解散の事由

地方自治法 260 条の 20 の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

## 10 認可年月日

平成 27 年 6 月 15 日

**公 告**

## 公 告 第 4 4 4 号

平成 27 年 6 月 2 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区戸島西四丁目 3 1 9 8 番 8、3 1 9 8 番 10、3 1 9 9 番  
1、3 6 0. 9 9 平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区水前寺公園 7 番 4 3 号  
株式会社 奥羽興産  
代表取締役 奥羽 徹也

公 告 第 4 4 6 号  
平成 2 7 年 6 月 3 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 1 1 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西松屋熊本川尻店・エースイワサキ川尻店  
熊本市南区野田二丁目 2 8 1 番 外
- 2 大規模小売店舗の譲渡があった年月日  
平成 2 5 年 8 月 2 3 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

承継前	承継後
ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田 健 東京都千代田区飯田橋三丁目 1 3 番 1 号 株式会社イワサキ 代表取締役 岩崎 敏男 熊本県熊本市中央区本山四丁目 4 番 1 号	J A 三井リース建物株式会社 代表取締役 春原 博 東京都品川区東五反田二丁目 1 0 番 2 号 株式会社イワサキ 代表取締役 岩崎 敏男 熊本県熊本市中央区本山四丁目 4 番 1 号

- 4 大規模小売店舗の譲渡の理由  
建物（西松屋熊本川尻店）譲渡のため
- 5 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積  
1, 0 0 1 m<sup>2</sup>（西松屋熊本川尻店）
- 6 届出年月日  
平成 2 7 年 5 月 2 2 日

公 告 第 4 4 8 号  
平成 2 7 年 6 月 3 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区御領二丁目 7 2 4 番 2 の一部, 7 2 4 番 7, 7 2 5 番 3, 7 2 5 番 4, 7 2 6 番 1, 7 2 6 番 3, 7 2 7 番 1, 7 2 7 番 2, 7 3 2 番 1 の一部, 7 3 2 番 2 の一部  
4, 5 2 5. 3 1 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼 7 6 番地 3  
株式会社 ジョイント  
代表取締役 上村 信敏

公 告 第 4 4 9 号

平成 27 年 6 月 3 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区城南町下宮地字向権現 136 番 6、136 番 8、136 番 17、136 番 24、  
136 番 43、136 番 45、136 番 48  
414.37 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
登載省略

公告第 450 号

平成 27 年 6 月 3 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区平成二丁目 231 番  
21,602.05 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市長 大西 一史  
(熊本市教育委員会事務局施設課扱い)

公告第 452 号

平成 27 年 6 月 5 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区会富町字海老手 1237 番 1、1238 番 1、1238 番 2  
1,732.03 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区出水三丁目 10 番 35 号  
株式会社 GM開発  
代表取締役 横田 貴久

公告第 453 号

平成 27 年 6 月 5 日

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）の規定により、土砂災害警戒区域等が指定されたので、同法第 9 条第 7 項の規定により次のとおり縦覧する。

熊本市長 大西 一史

- 1 土砂災害警戒区域等の箇所名等

番号	土砂災害警戒区域等の箇所名	自然現象の種類	特別警戒区域の有無
1	古閑前川(201-1-008)	土石流	無
2	松尾川3(201-1-027)	土石流	有
3	松尾川4(201-1-028)	土石流	有
4	花立谷(花立谷川)(201-1-031)	土石流	無
5	荒谷川(201-1-032)	土石流	無
6	大将陣川(201-2-003)	土石流	有
7	園山-1(201-1-064-1)	急傾斜地の崩壊	有
8	園山-2(201-1-064-2)	急傾斜地の崩壊	有
9	園山-3(201-1-064-3)	急傾斜地の崩壊	有
10	江福田-1(201-1-065-1)	急傾斜地の崩壊	有
11	江福田-2(201-1-065-2)	急傾斜地の崩壊	有
12	江福田-3(201-1-065-3)	急傾斜地の崩壊	無
13	江福田-4(201-1-065-4)	急傾斜地の崩壊	有
14	江福田-5(201-1-065-5)	急傾斜地の崩壊	有
15	江福田-6(201-1-065-6)	急傾斜地の崩壊	有
16	江福田-7(201-1-065-7)	急傾斜地の崩壊	有
17	梅洞(2)(201-1-154)	急傾斜地の崩壊	有
18	東竹洞-1(201-1-155-1)	急傾斜地の崩壊	有
19	東竹洞-2(201-1-155-2)	急傾斜地の崩壊	有
20	皆代(201-1-159)	急傾斜地の崩壊	有
21	百貫(201-1-177)	急傾斜地の崩壊	有
22	千金甲(201-1-178)	急傾斜地の崩壊	有

## 公告第 4 5 6 号

平成 2 7 年 6 月 8 日

大規模小売店舗立地法(平成 1 0 年法律第 9 1 号)第 5 条第 1 項の規定による新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 2 7 年 1 0 月 8 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス武蔵ヶ丘店

熊本市北区武蔵ヶ丘六丁目 1 5 3 7 番 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年1月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1, 219平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内 49台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物西側 25台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物南側 40平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内東側 11立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前10時から午後10時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 建物敷地南側及び西側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 8 届出年月日  
平成27年5月28日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
熊本市農水商工局商工振興課、熊本市北区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
  - (2) 縦覧期間  
平成27年6月8日から平成27年10月8日まで

公告第457号  
平成27年6月8日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第12条第1項の規定により平成27年5月28日付け熊本市公告第436号で公告した農業振興地域整備計画を同法第13条第1項の規定により変更するので、同法第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第13条第4項の規定において準用する同法第11条第2項の規定により、熊本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第13条第4項の規定において準用する同法第12条第1項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

また、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 3 項の規定により、当該農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異義があるときは、平成 27 年 7 月 8 日の翌日から起算して、15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

熊本市長 大西 一 史

- 1 農業振興地域整備計画（案）縦覧期間  
平成 27 年 6 月 9 日から平成 27 年 7 月 8 日まで
- 2 農業振興地域整備計画（案）縦覧場所  
熊本市農水商工局農業政策課  
熊本市中央区役所総務企画課  
熊本市東区役所農業振興課  
熊本市西区役所農業振興課  
熊本市南区役所農業振興課  
熊本市北区役所農業振興課
- 3 意見の提出について
  - (1) 意見書の提出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
  - (2) 意見書の提出方法 文書により提出すること
  - (3) 意見書の提出期限 平成 27 年 7 月 8 日
- 4 異議申出について
  - (1) 異議申出の申出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
  - (2) 異議申出の方法 文書により提出すること

公 告 第 4 5 9 号

平成 27 年 6 月 9 日

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局西部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

#### 1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・683	春日三丁目ぼうぶら公園	熊本市西区春日三丁目 853 番 5 外

- 2 供用開始の期日 平成 27 年 6 月 9 日

公 告 第 4 6 0 号

平成 27 年 6 月 9 日

熊本市都市公園条例（昭和 52 年条例第 32 号）第 22 条の規定に基づき、次のように都市公園の区域変更をするので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局西部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

#### 1 名称及び位置

名称（公園種別・緑地）	位 置	区域	面積（㎡）
白川右岸緑地	熊本市中央区南千反畑 500 番 1 外	登載省略	10,097㎡

(別図) 登載省略

区域変更の内容

(仮称) 白川自転車歩行者専用道路整備に伴い、区域を変更するもの。

2 変更の期日 平成 27 年 6 月 9 日

公 告 第 4 6 2 号

平成 27 年 6 月 9 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区龍田三丁目 1500 番 14 の一部

1, 098. 58 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区楠八丁目 16 番 52 号

株式会社 イエキリ

代表取締役 重岡 博徳

公 告 第 4 6 3 号

平成 27 年 6 月 9 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区画図町重富字住吉 29 番 1、30 番 1、30 番 2、30 番 4 の一部、31 番 1、31 番 2、31 番 4、31 番 5、31 番 6、31 番 7、31 番 8、33 番 3 の一部、34 番 1、34 番 4 の一部、34 番 5、34 番 7、34 番 8、35 番、38 番及び水路、里道

2, 330. 71 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町 10 番地

千里殖産株式会社

代表取締役 際田 俊一

公 告 第 4 6 7 号

平成 27 年 6 月 11 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区元三町一丁目 97 番

1, 819. 92 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

## 公 告 第 4 6 8 号

平成 27 年 6 月 1 1 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区小山五丁目 1 2 4 3 番 1、1 2 4 4 番 1 及び県道の一部  
2、1 8 5. 5 9 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区小山五丁目 2 7 番 4 0 号  
社会福祉法人 よつば福社会  
理事 今村 修一

## 公 告 第 4 6 9 号

平成 27 年 6 月 1 1 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区域南町碓字新道 1 6 1 番 1 6  
3 2 5. 0 0 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
登載省略

## 公 告 第 4 7 0 号

平成 27 年 6 月 1 5 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 27 年度熊本市農用地利用集積計画第 3 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 縦覧場所  
熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

**南 区**

南 区 告 示 第 5 号

平成 27 年 6 月 4 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 1 2 項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別表のとおり告示する。

熊本市南区長 田 畑 公 人

以下、登載省略

**北 区**

北 区 告 示 第 5 号

平成 27 年 6 月 5 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 2

92号) 第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年5月26日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市北区長 田上美智子

以下、登載省略

## 西 区

西区告示第6号

平成27年6月4日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び第11条の2第12項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別表のとおり告示する。

熊本市西区長 永田剛毅

以下、登載省略

## 上 下 水 道 局

上下水道局告示第36号

平成27年6月1日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成27年6月1日から2週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田勝博

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成27年6月1日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
  - (1) 東部処理区  
東区戸島四丁目及び東区画図東一丁目の各一部
  - (2) 西部処理区  
南区今町の一部
  - (3) 富合処理区  
南区富合町杉島の一部
  - (4) 植木処理区  
北区植木町滴水及び北区植木町岩野の各一部
  - (5) 城南処理区  
南区城南町阿高及び南区城南町東阿高の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
  - (1) 東部処理区  
東区秋津町秋田536番地  
東部浄化センター
  - (2) 西部処理区  
西区沖新町4944番地3

- 西部浄化センター
- (3) 富合処理区  
宇土市高柳町138番地  
宇土終末処理場
- (4) 植木処理区  
北区鶴羽田町12番地1  
熊本北部浄化センター
- (5) 城南処理区  
南区城南町島田438番地  
城南町浄化センター

上下水道局告示第37号

平成27年6月1日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成21年上下水道局規程第36号）第13条第2項第4号の規定による届出があったので、同規程第22条第4号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田勝博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第295号	熊本市東区神水本町26番53号 有限会社双木工業 代表取締役 林 信行	平成27年5月21日
		営業所の移転

上下水道局告示第38号

平成27年6月3日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成21年上下水道局規程第36号）第22条第1号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田勝博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第732号	上益城郡嘉島町大字下仲間1253番地4 有限会社リュウカン 取締役 笠 善晴	平成27年5月25日

## 教 育 委 員 会

教委告示第7号

平成27年6月5日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会 委員長 崎元達郎

- 1 日時  
平成27年6月10日（水） 午後2時から
- 2 場所  
マスミューチュアル生命ビル 7階 会議室
- 3 議事
  - (1) 平成28年度熊本市立高等学校入学者選抜の基本方針について
  - (2) 熊本市学校給食調理等業務委託評価委員会委員の委嘱について

## 4 協議

- (1) 小学校給食調理等業務の民間委託について
- (2) 図書館の開館時間延長試行について

## 5 報告

- (1) 平成 28 年度教員採用選考試験志願状況について
- (2) 博物館リニューアルについて
- (3) 広報広聴関係について

**農 業 委 員 会**

農 委 公 告 第 6 号

平 成 2 7 年 6 月 2 日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成 24 年農業委員会規則第 1 号）第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会 会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成 27 年 6 月 8 日（月）午後 2 時 30 分
- 2 場所 市役所 1 4 階大ホール
- 3 議題
  - 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請（会許可分）
  - 第 2 号議案 事業計画変更承認申請
  - 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
  - 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
  - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（3 号）
  - 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画  
（農地中間管理機構との賃貸借）
  - 第 7 号議案 納税猶予に関する適格者証明願
  - 第 8 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
  - 第 9 号議案 平成 26 年度事業報告について
  - 第 10 号議案 平成 27 年度事業計画（案）について
  - 第 11 号議案 平成 27 年度下限面積の決定について
  - 第 12 号議案 熊本市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正について
- 4 報告事項
  - (1) 平成 27 年度農業委員会予算
  - (2) 農業委員会委員選挙人名簿登録者数
  - (3) 賃借料情報
- 5 その他

**人 事 委 員 会**

人 委 規 則 第 2 0 号

平 成 2 7 年 6 月 1 0 日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成 6 年人委規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

計量検査所	所長
-------	----

」

を

「

計量検査所	所長
土木センター	東部土木センター、西部土木センター及び北部土木センターの課長

」

に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。